

提言Ⅳ 介護保険制度のあり方と高齢者の居住問題に関する提言

## 提言Ⅳ 介護保険制度のあり方と高齢者の居住問題に関する提言

### 提言の背景

平成21年3月に発生した群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災では入所者の10名が焼死するという事態となりました。入所していた多くの高齢者は都内からの利用で、生活保護を受給しているなど低所得の高齢者でした。

現在都内の特別養護老人ホーム（以下、「特養」）の総定員は約35,000名、それに対して特養への入所希望者は約43,000名（平成21年8月現在）おり、施設整備が追いついていない状況となっています。

表1は、2006年から2008年の介護施設増床計画の達成率です。全国平均71に対して東京は44となっています。

また、は都道府県別にみた65歳以上人口10万人に対する介護保険施設（老人保健施設、介護療養型、特養の3施設）の定員は、全国平均3,049人に対して東京は2,219人となっています。

新しく特養ができていても要介護度の高い高齢者が入所するため、低所得で、要介護度が低い高齢者の受け入れ先は都内ではほとんどないのが現状です。

低所得で自立している高齢者には養護老人ホームがありますが、都内の施設数は32施設、定員は3,904人となっています。養護老人ホームの状況は、定員を上回る3,971名（21年12月現在）が利用しており、入所待機者も698名（21年12月現在）いるため、希望通りに入所できるわけではありません。

また、現在の介護保険制度は、大都市の物価や人件費などが介護報酬に適正に反映されているとは言えず、介護事業者の経営を圧迫しています。

表1 介護施設増床計画の達成率（％）

都道府県名	達成率（％）	都道府県名	達成率（％）	都道府県名	達成率（％）
北海道	66	石川	55	岡山	81
青森	157	福井	100	広島	88
岩手	96	山梨	79	山口	74
宮城	74	長野	69	徳島	100
秋田	119	岐阜	89	香川	76
山形	113	静岡	66	愛媛	167
福島	84	愛知	60	高知	99
茨城	60	三重	74	福岡	83
栃木	83	滋賀	53	佐賀	96
群馬	138	京都	39	長崎	—
埼玉	89	大阪	64	熊本	93
千葉	49	兵庫	80	大分	105
東京	44	奈良	99	宮崎	80
神奈川	54	和歌山	70	鹿児島	184
新潟	87	鳥取	128	沖縄	167
富山	86	島根	121	全国	71

2009年9月厚生労働省発表 2006年～2008年介護施設の増床計画の達成率

## 提言Ⅳ－１ 介護報酬の地域係数の是正を求めます

平成21年度介護報酬改定では、特別区、乙地の報酬単価のみが改定されました。人件費、家賃等、諸物価が高い東京においては、他地域や他産業と比較して、給与水準が低いため、介護人材が極めて不足しています。大都市の賃金、物価水準（特に家賃）に見合った地域係数・地域区分変更の見直しを国に強く要望するよう提言いたします。

図1は、特養の地域係数と賃金指数との比較を表しています。実際の賃金と介護保険の報酬（地域係数）との差は大都市ほど乖離しているのが、ご理解いただけたと思います。

表2は介護職員の賃金等を他の産業の賃金と比較したものです。全産業と男性ヘルパーとの年収差は約246万円、福祉施設の男性介護員では約232万円の年収に開きがあります。

図1 介護報酬の地域係数と賃金指数

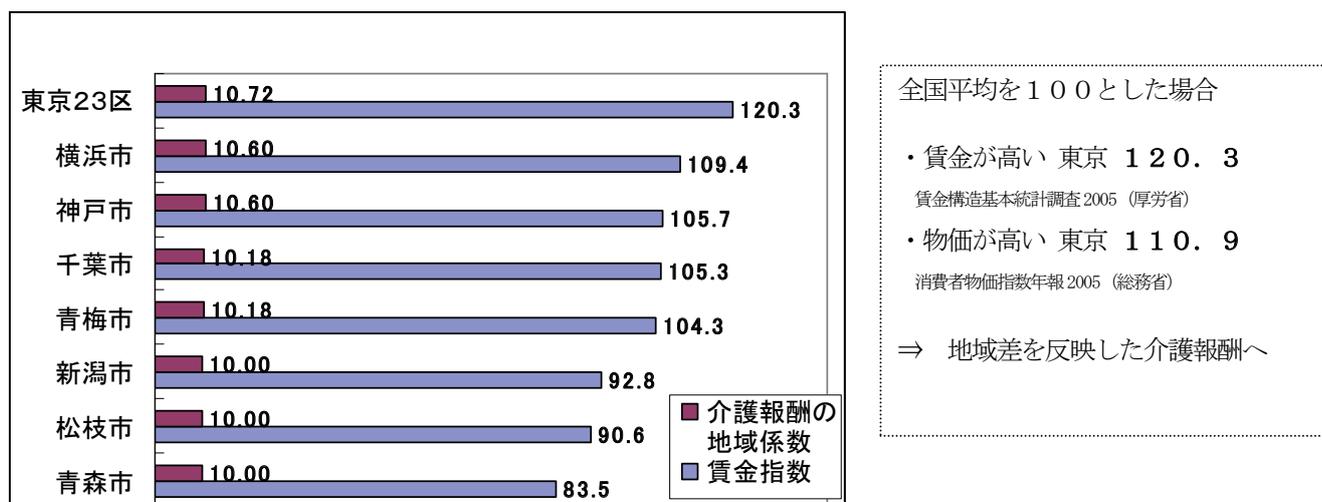


表2 介護職員の賃金等（他産業との比較）

産業別	性別	年齢	現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他	計(年収)	全産業との年収差
		歳	千円	千円	千円	千円	千円
全産業	男性	41.9	372.4	336.7	1078.4	5,547.2	-
	女性	39.2	241.7	225.2	568.4	3,468.8	-
ホームヘルパー	男性	36.7	239.3	214.7	206.3	3,077.9	▲2,469.3
	女性	45.3	207.4	194.0	304.8	2,793.6	▲675.2
福祉施設介護員	男性	32.6	225.9	213.6	514.2	3,225.0	▲2,322.2
	女性	37.4	204.4	193.7	446.8	2,899.6	▲569.2

資料出典：厚生労働省 平成19年度 賃金構造基本統計調査より

## 提言Ⅳ－２ 小規模事業者の経営が成り立つ介護報酬とするよう提言いたします

表3は、都内の特養経営実態調査における過去5年の推移です。収益性の収支差額率が平成16年度に5.77%だったものが平成20年度では2.55%まで落ち込んでいます。

この表は都内の特養の経営指標ですが、小規模の事業者の経営は、さらに大変な状況に置かれていると考えます。

表3 都内特別養護老人ホーム経営実態調査 経営指標5年の推移

経営指標	各指標	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収益性	事業活動収入	443,582,970	434,719,737	427,131,095	430,296,156	432,294,086
	事業活動収入(内経常経費補助金収入)	20,552,728	16,598,179	15,151,063	12,374,209	13,644,578
	事業活動支出	417,973,978	419,888,159	410,978,475	413,907,812	421,253,456
	国庫補助金等特別積立金取崩額	29,436,025	28,258,604	27,136,433	26,684,507	24,782,144
	事業活動収支差額	25,608,993	14,831,578	16,152,620	16,388,344	11,040,631
	収支差額率	5.77%	3.41%	3.78%	3.81%	2.55%
	機能性	一日平均利用者数(人)	92.64	92.01	91.47	92.73
一日当たり利用率		95.62%	95.35%	94.85%	95.15%	95.13%
利用者10人当たり職員数(人)		5.89	6.02	6.05	5.98	6.06
利用者1人一日当たり事業収入(円)		12,190	12,103	11,964	11,827	11,927
合理性	人件費率	62.67%	63.41%	63.49%	63.15%	63.94%
	材料費率	15.97%	16.47%	16.22%	16.08%	16.49%
	減価償却費率	2.72%	2.84%	2.78%	2.93%	2.71%
	委託費率	6.58%	7.26%	7.61%	8.05%	8.65%
	経費率	5.92%	5.93%	5.56%	5.98%	5.57%
生産性	職員1人当たり給与費(円)	394,471	387,772	381,624	380,677	382,632
	職員1人当たり事業活動収入(円)	629,442	611,528	601,095	602,781	598,385
	労働生産性	470,369	449,041	441,093	439,743	431,764
	労働分配率	83.86%	86.36%	86.52%	86.57%	88.62%
施設データ	利用者延べ人数	33,814	33,583	33,387	33,940	34,015
	常勤換算職員数	54.57	55.39	55.38	55.49	56.50
	定員数	96.89	96.50	96.43	97.46	97.97

表4はグループホーム数の推移を表しています。2007年に全国では8,841箇所のグループホームがありますが、都内には244箇所しかありません。また、グループホームの整備率を調べてみると表5になります。全国で一番整備が進んでいる長崎の南島原市は高齢者人口1,000人に対して28.9となっていますが、東京の渋谷区では0.05、世田谷区では0.64という整備率になっています。このようにグループホームや小規模多機能施設が都内に増えないのは、初期投資をしても介護報酬が低く抑えられているため経営が成り立たない、という判断を各事業者がしているため、増えないと考えざるを得ません。

グループホームや小規模多機能施設などの小規模な事業者も経営が成り立つ介護報酬とするように提言いたします。

表4 グループホーム数の推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
東京都	60	79	130	192	244
全国	2832	4585	6448	8026	8841

表5 グループホームの整備率

区市町村	都道府県	高齢者人口 1000人 当たりの総定 員数	区市町村	都道府県	高齢者人口 1000人 当たりの総定 員数
南島原市	長崎	28.91	渋谷区	東京都	0.05
かすみがうら市	茨城	25.42	墨田区		0.19
鳥栖市	佐賀	23.85	品川区		0.38
松山市	愛媛	17.43	稲城市		0.55
旭川市	北海道	17.38	港区		0.56
弘前市	青森	16.27	府中市		0.61
鹿児島市	鹿児島	14	世田谷区		0.64

### 提言Ⅳ－3 大都市型軽費老人ホームの設置を推進するように提言いたします

現在、東京において「低所得で、要介護度が低い高齢者」が増加することが想定され、緊急に「大都市型軽費老人ホーム」を設置し、低所得高齢者の住まいとして、軽費老人ホームを安定的に確保、供給することが必要とされています。

しかしながら、今後の整備を行うことにあたって、利用者の生活の質の保障、福祉事務所の関与、職員配置、設置区域等、検討すべき点を下記のとおり提言します。

- (1) 利用者の負担額に関らず、有する力に応じ明るい生活を送ることができるような施設整備、人員配置の面からも利用者の生活の質を確保及び保証する。
- (2) 利用者との契約を円滑に行うために、福祉事務所が関わる仕組みにする。  
契約は本来本人自身が行う行為であるが、判断の力が弱くなっている方もいるのが現状である。弱い立場の方々が施設の入退所や入院が必要になった際に契約や手続きが行えるよう成年後見人制度の利用支援も含め、福祉事務所が関わるような仕組みが必要である。特に介護保険施設へ移動が必要になった際は入所が円滑に行えるように配慮する。
- (3) 利用者の有する力に応じた生活を送ることができるように、介護職員配置の増員をする。また、夜間時間帯の見守りについて、人員確保の困難な現状において、警備員等への業務委託が可能になるようにする。

#### 今後の取組みについて

上記の提言を含め、介護保険の改正に向けて高齢者施設福祉部会、センター部会、介護保険居宅事業者連絡会では、平成22年1月13日に国に対して要望活動を行いました。(60 ページ参照)

今後は介護保険報酬改定、制度改定に向けて引き続き要望していく予定です。